

事 務 連 絡
平成29年3月23日

各都道府県・指定都市・中核市
軽費老人ホーム担当課（室）御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

平成27年地方分権改革に関する地方からの提案への対応について
（軽費老人ホーム（ケアハウス）の費用徴収基準の見直しについて）

平素より老人福祉行政の推進にご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

標記については、平成27年地方分権改革に関する提案募集において、低額な料金で利用する軽費老人ホームであるにも関わらず、200万円以上の所得階層についても約25%利用し、本来入居すべき高齢者が利用しづらい状況にあるため、「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成20年5月30日老発第0530003号厚生労働省老健局長通知。以下「本通知」という。）における利用料徴収に係る全額本人負担とする対象収入階層の引き下げ及び預貯金等の資産状況を勘案した費用徴収基準の見直しを求める旨の提案がありました。

これを受け、平成28年度老人保健健康増進等事業「軽費老人ホームのサービス提供に要する費用の基準等のあり方に関する調査研究事業」において、学識経験者や事業者団体、地方公共団体から構成される検討委員会を立ち上げ、軽費老人ホームにおける利用者負担等の費用徴収の実態把握及び今後の基準のあり方について検討を行い、今般、当検討委員会において別添の提言書が取りまとめられました。

軽費老人ホームの利用料は、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成20年厚生労働省令第107号）において、都道府県知事が定めることとしているところ、本通知については、提言書を踏まえ、当面の間、引き続き技術的助言としてお示しすることとし、本通知中の本人からの利用料徴収に係る全額本人負担となる対象収入階層区分の見直し等は行わないことといたしましたのでご了解願います。

また、これまでも全国課長会議等で周知してきたところですが、地域包括ケアシステムの構築に当たっては、高齢者の住まいの確保が重要です。特に、生活上の多様な課題を抱え、居宅での生活が困難な低所得高齢者等に対しては、低額な料金による住まいの提供と生活支援を併せて行うことができる軽費老人ホームが、今後とも重要な役割を果たしていくべきものと考えられます。軽費老人ホームの整備費及び運営費が一般財源化されていることも踏まえれば、こうした役割を適切に果たしていくためには、地方公共団体のご理解とご協力が不可欠です。

各都道府県・指定都市・中核市におかれましては、上記についてご理解いただくとともに、地域における生活困窮や処遇困難を抱える高齢者のニーズを踏まえ、事業者や関係機関とも連携を図りながら、軽費老人ホームの一層の充実強化に努めていただきますようお願いいたします。